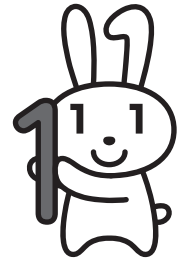


本格運用
スタート
します!

マイナンバーを利用した 情報連携について



共済組合では、組合員とその被扶養者のマイナンバーを取得していますが、マイナンバーを利用した情報連携の試行運用*1が既に7月より始まっており、まもなく、本格運用が開始される予定です。

情報連携とは、番号法に基づき、各行政機関が保有している特定個人情報を異なる行政機関の間でやりとりすることです。これまで行政の各種手続きで提出する必要があった添付書類の一部を省略*2し、手続きの負担を減らすことができます。

また、情報連携は、専用のネットワークシステムを用いて、マイナンバーから生成される符号をもとに情報をやりとりするなど、情報漏洩に十分に配慮された仕組みとなっています。

※1 従来どおり添付書類の提出を受けた上で、情報連携による事務処理の結果と、従来の添付書類を用いた処理との間で齟齬が無いか確認検証する運用。

※2 添付書類の一部省略等については、詳細が決まり次第、所属所の共済事務担当課を通じてお知らせします。



共済組合では、医療保険制度関係における次の手続きについて情報連携を行います。

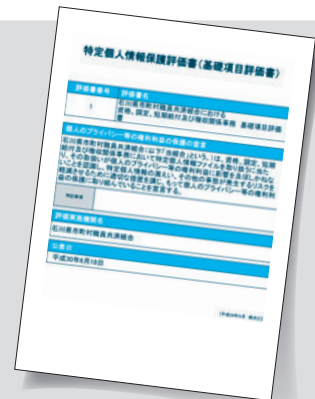
- 被扶養者の認定に係る事務
- 被扶養者の資格確認に係る事務
- 医療等の短期給付の決定、支給に関する事務

マイナンバーを利用できる事務や情報連携の範囲は番号法等で規定されており、それ以外の業務に使用することはありません。

特定個人情報保護評価書について (平成30年6月18日公表)

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報を取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

評価書については、個人情報保護委員会のWebサイト (<https://www.ppc.go.jp/>) および共済いしかわHP (<https://www.kyousai-ishikawa.jp/>) に公表していますのでご覧ください。



8/1
から

育児休業・介護休業手当金の 給付上限額が変更 となりました

育児休業手当金や介護休業手当金の給付額は、標準報酬の月額を元に計算されます。この給付日額につきまして、平成30年8月1日より下表の給付上限額に変更となりましたのでお知らせします。



給付の種類	給付上限額	
	平成30年7月31日まで	平成30年8月1日から
介護休業手当金	14,992円	15,075円
育児休業手当金(180日に達するまでの期間)	13,622円	13,695円
育児休業手当金(181日以降の期間)	10,165円	10,220円